

様式第 15 (第 11 条関係)

5 東環第 6050-6 号

一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 許 可 証

住所 知多市にしのだ台 4 丁目 19 番地の 13

氏名 株式会社三四四

代表取締役 千賀 貴彦

令和 6 年 2 月 6 日付けの一般廃棄物収集運搬業の許可申請については、次の条件を付して許可します。

令和 6 年 3 月 18 日

東浦町長 日 高 輝 夫



許可の期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
事業の区分	一般廃棄物収集運搬業
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 (可燃)、家庭系一般廃棄物 (特定家庭用機器)
許可の条件	1 収集の事業区域は、東浦町とし、常滑市に搬入できる一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 3 項の規定に基づき協議した事業所で発生したものに限る。なお、常滑市との協議において搬入が拒まれた場合並びに常滑市内の搬入施設の不具合等で一般廃棄物を搬入できなかった場合は、東浦町に協議のうえ東部知多クリーンセンターに搬入すること。 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特定家庭用機器再商品化法、常滑市及び東浦町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の関係法令、規則を遵守すること。 3 収集車両の左右両側に「東浦町事業系」「東浦町家庭系」と表示すること。 4 毎月の実績報告書は翌月の 5 日までに提出すること。 5 許可申請書に記載されている事項に相違しないこと。 6 その他町長が必要と認めた指示事項を遵守すること。